

入札監理小委員会における審議の結果報告

独立行政法人工業所有権情報・研修館

民間向け研修運営業務

独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「INPIT(インピット)」という。)の民間向け研修運営業務について、民間競争入札を実施するものとし、平成21年度から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づいて INPIT から提出された実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

1. 民間事業者の創意工夫等

【論点1】

実施要項で詳細な実施方法を定めたり、各業務の実施に当たって事前に INPIT の承認を得ることを求めたりと、民間事業者の業務運営に対する介入が多いのではないか。

【対応1】

具体的な実施方法を INPIT で定めることや事前承認はやめ、民間事業者自身の創意工夫により実施できるよう記載ぶりを全般的に修正した。

【論点2】

各研修について、INPIT が実施回数や受講者の定員を定めているが、民間事業者が設定できるようにしてはどうか。

【対応2】

受講者数については、一応の定員を定めておき、民間事業者が研修の質を損なわない範囲で、増員できることとした。また、実施回数については、受講料を受講者全員から徴収している特許審査基準討論研修のみ民間事業者が追加実施できることとし、追加実施分の受講料収入全額を民間事業者へ支払うこととした(他の2研修については実施回数を固定)(P2~32.) (1)二、(2)ハ、二、(3)二)。

【論点3】

研修内容の専門性が高いため、講師の選定は INPIT が行なうこととして
いるが、民間事業者の創意工夫の余地を設けるべきではないか。

【対応3】

講師については、INPIT から講師候補者リストを提示し、その中から民
間事業者が選定することとした。また、企画書において講師候補者の推薦
も可能とした (P9 2.) (7)口)。

2 . 委託費の支払いについて

【論点】

会場借料費や会場設備利用料、講師謝金については、民間事業者が立替
払いをし、後日 INPIT に請求することになっているが、これらの費用につ
いても委託費に含み、競争性を働かせるべきではないか。

【対応】

当該費用についても全て委託費に含むこととした。

3 . 従来の実施に係る情報開示について

【論点】

各開催における受講者数と受講料免除者数、受講料収入の実績をわかり
やすく示すべきではないか。

【対応】

情報開示の欄に、受講者数、受講料免除者数、受講料収入をまとめた
表を追加した (従来の実施状況に関する情報の開示 6)。

以 上